

香港における国際仲裁について

(後編)

Deacons

パートナー弁護士

ケリー・ルー



ケリーは香港とニュージーランドの事務弁護士資格を有する。ニュージーランドのオークランド大学で法学の学士号を取得し、香港市立大学で法学の修士号を取得し、10年以上にわたり、争議・非争議のIP問題について助言してきた。彼女の業務は幅広く、ブランド・クリアランスおよび商標戦略から、偽造防止、訴訟、広告および現地法の遵守、フランチャイズ、ライセンス供与、譲渡および販売契約を含む商用IPドキュメントにまで及ぶ。彼女はまた、データ・プライバシー監査、規制順守と戦略的アドバイス、プライバシー・コミッショナーによる調査、特にデータ侵害インシデントの処理など、データ・プライバシーのあらゆる側面についてアドバイスを提供している。

【概要】

仲裁は、将来の紛争を非公開で解決することができるとともに、当事者に対して最終的な拘束力のある決定を下すことができるため、契約当事者間の代替的紛争解決方法としての需要が高まっている。香港は、英語と中国語の2つの言語を用いる法制度、手続の柔軟性、世界150カ国以上での仲裁判断の執行可能性（外国仲裁判断の承認および執行に関するニューヨーク条約の適用による）など、多くの理由から世界有数の仲裁地としてよく知られている。後編では、6. 不服申立、7. 第三者資金提供、8. 知的財産権紛争の仲裁、9. 仲裁の強制力、10. 香港と中国本土の間の相互執行について述べ、11. 結論を述べる。また、前編（URL追記予定）では1. 法的枠組、2. 仲裁合意、3. 仲裁手続、4. 仲裁における裁判所の援助、5. 仲裁で利用可能な救済策について述べる。

【詳細】

6. 不服申立

当事者が別途合意しない限り、仲裁廷が下した裁定は、一般的に、当事者および当事者のいずれかを通じてまたはその下で請求する者に対し、最終的かつ拘束力を持つ（仲裁条例第¹73条）。当事者が仲裁判断に上訴または異議を申し立てる権利

¹ 仲裁条例（the Arbitration Ordinance Cap.609）<https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap609>.

を希望する場合、仲裁契約を締結する際に、仲裁条例の別表2の4-6を選択する必要がある。当事者が上訴または異議申立に成功した場合、仲裁廷が下した裁定は裁判所によって破棄される可能性がある（仲裁条例第81条）。

7. 第三者資金提供

仲裁条例の第10A部（第98E条～98X条）では、仲裁における第三者資金提供を認めている。この新しい法律のもとでは、第三者は、資金提供契約に基づいて当事者に仲裁の資金を提供することができ、資金提供契約に従って仲裁が成功した場合、資金提供者に金銭的利益が与えられる（仲裁条例第98G条）。このような合意が行われた場合、相手方当事者と関連する仲裁機関に書面による通知を行い、第三者資金提供者の名前を全当事者に提供する必要がある（仲裁条例第98U条）。また、司法長官は2018年12月に「仲裁の第三者資金提供に関する実施規範」²を公表し、仲裁の第三者資金提供者が遵守すべき基準を示している。

8. 知的財産権紛争の仲裁

2018年1月1日に施行された仲裁条例は、知的財産権紛争について仲裁可能であることを確認するものであるが、紛争が知的財産権の有効性の問題を含む場合には限界がある。

特に、国家当局および／または裁判所が、自国の法域における知的財産権の有効性を決定する独占的な権限を有することが認められている特定の法域³、例えば刑事犯罪などにも関連しているなどの場合は、登録された知的財産権の有効性に関わる仲裁判断の執行が拒否される可能性がある。したがって、仲裁廷が当事者間で知的財産権の有効性を裁定しても、その裁定が他の法域の当局（例えば、知的財産局および／または裁判所）に認められない場合がある。

² CODE OF PRACTICE FOR THIRD PARTY FUNDING OF ARBITRATION
https://gia.info.gov.hk/general/201812/07/P2018120700601_299064_1_1544169372716.pdf

³ Frequently asked questions on IP arbitration in Hong Kong, No.7,
https://www.doj.gov.hk/en/legal_dispute/pdf/arbitration_faq_e.pdf

香港では、仲裁判断は仲裁の当事者以外を拘束せず、また、香港の知的財産局による登録や記録を求められることもない⁴。さらに、裁判所も知的財産局も、第三者によって起こされたその後の手続で、同じ知的財産権に関して登録された知的財産権の有効性について異なる見解を示すことを妨げられてはいない。

したがって、実際には、例えば商標の有効性の評価や商標紛争の解決においては、商標が地域的なものであることから、仲裁が用いられることはほとんどない。一方、ドメインネームに関する紛争は、香港の仲裁によって解決されている。香港国際仲裁センターは、ICANN(Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)が認定する統一ドメイン名紛争解決方針を適応した規則に従っている⁵。このように、知的財産権に関する紛争は、原則として仲裁によって解決することができるが、仲裁が最良の選択肢であるかどうかは、個々のケースの具体的な事実関係によって異なるだろう。

9. 仲裁の強制力

9.1 国内の仲裁判断

香港の内外を問わず、仲裁廷によって下された裁定は、裁判所の判決と同じ方法で執行可能であるが、裁判所の許可を受けている場合に限る（仲裁条例第84条第1項）。裁判所が許可した場合、裁判所は裁定に基づく判決を下すことができる（仲裁条例第84条第2項）。

高等裁判所規則（the Rules of the High Court : RHC）⁶の指令73、規則10（O. 73, r. 10）では、許可申請は一方的に行うことができ、仲裁条例第85条では、申請者は、（a）正当に認証された裁定の原本（またはその認証謄本）、（b）仲裁合意の原本（またはその認証謄本）、および（c）裁定または合意の言語が公用語のいずれかでない場合または両方ではない場合は裁定または合意の認証された公用語の翻訳文を提出しなければならないと定めている。

⁴ Frequently asked questions on IP arbitration in Hong Kong, No.8 and No.10, https://www.doj.gov.hk/en/legal_dispute/pdf/arbitration_faq_e.pdf

⁵ <https://www.hkiac.org/content/why-hkiac-domain-name-disputes>

⁶ <https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap4A>

9.2 外国判決

香港は、中国本土の批准により、1958年の「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（「ニューヨーク条約」）の締約国となっている。そのため、仲裁条例の第85条に従い、香港で下された仲裁判断は、ニューヨーク条約の加盟国である170以上の司法管轄区で執行することができ、その逆も同様である。しかし、香港とマカオ⁷、香港と中国本土の間の仲裁判断の執行については、それぞれ別の制度が適用される。香港と中国本土の間の制度については「10. 香港と中国本土の間の相互執行」で解説する。

10. 香港と中国本土の間の相互執行

10.1 仲裁判断の相互執行

中国本土と香港特別行政区との間の仲裁判断の相互執行に関する取決め⁸（以下、「1999年取決め」）は1999年に署名され、2000年2月に発効した。1999年の取決めでは、香港と中国本土は、それぞれの管轄区域で下された仲裁判断を限定的な根拠に基づいて承認することになっている。

2020年11月には、中国本土と香港特別行政区の間の仲裁判断の相互執行に関する補足的な取決め⁹（以下、「補足的取決め」）が調印された。補足的取決めは、1999年の取決めを修正・補足するもので、2021年5月に完全発効した。

- 補足的取決めの第1条は、1999年取決めによる仲裁判断の執行が、仲裁判断の「承認」と「執行」の両方の手続を対象としていることを明確にしている。
- 補足的取決めの第2条では、香港で仲裁条例に基づいて行われたすべての仲裁判断は、アドホック（当事者の合意による仲裁）または仲裁機関によって付与されたかどうかにかかわらず、補足的取決めに基づいて中国本土で執行できることが明確にされ、さらに、中国本土の公認仲裁機関によって下された仲裁判断だけでなく、中国本土のすべての仲裁判断は、香港で執行することができるようになった。

⁷ Arrangement Concerning Reciprocal Recognition and Enforcement of Arbitral Awards Between the Hong Kong Special Administrative Region and the Macao Special Administrative Region (https://www.doj.gov.hk/en/mainland_and_macao/pdf/macaoe.pdf)

⁸ https://www.doj.gov.hk/en/legal_dispute/pdf/mainlandmutual2e.pdf

⁹ https://www.doj.gov.hk/en/mainland_and_macao/pdf/supplemental_arrangementr_e.pdf

- 補足的取決めの第3条は、仲裁条例の第93条を廃止し、香港と中国本土で同時に仲裁判断を執行できるようにした。これにより、両地域に資産を持つ当事者に対して、回収額の合計が仲裁判断で決定された額を超えない限り、タイムリーに執行することができるようになった。
- 補足的取決め第4条は、香港および中国本土の裁判所が、裁定の執行の前後に保全措置または強制措置を課すことができることを確認するものである。これにより、仲裁手続の開始前から、執行段階での手続終了後まで、仲裁当事者は暫定的な措置を利用できることになる。

10.2 裁判所命令による暫定措置における相互支援

中国本土および香港特別行政区の裁判所が仲裁手続を支援するために裁判所が命じた暫定措置における相互支援に関する取決め¹⁰（以下「暫定措置取決め」）が2019年10月1日に発効した。

暫定措置取決めでは、香港に設置され、資格を有する仲裁機関によって管理される仲裁手続の当事者は、申請を受けた当事者の居住地、または証拠や財産が所在する場所の中級人民法院に暫定措置を申請することが認められている。逆に、中国本土の仲裁機関が管理する仲裁手続の当事者は、香港の高等法院に暫定措置を申請することができる。中国本土の民事訴訟法¹¹では、一般的に、暫定措置に資産保全および行為保全（第100条）、証拠保全（第81条）が含まれる。

10.3 相互執行に基づく仲裁判断の執行を申請する方法

仲裁判断の執行を申請するに際して、申請者は、関連する裁判所から許可を得るために一方的な申請を行うものとする（最高裁判所規則¹²O.73, r.10）。申請者は、執行申請書、仲裁判断、仲裁合意書、および執行手数料を添付した宣誓供述書を関連裁判所に提出しなければならない（最高裁判所規則 O.73, r.10(3)）。中国本土における強制執行の申請は、中国語で行わなければならない。仲裁判断または仲裁

¹⁰ https://www.doj.gov.hk/en/mainland_and_macao/pdf/arbitration_interim_e.pdf

¹¹ <https://cicc.court.gov.cn/html/1/219/199/200/644.html>

¹² 香港最高裁判所規則（The Rules of the High Court, Cap.4, section 54）<https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap4A>

合意が中国語でない場合、正式に認証された中国語の翻訳を提出しなければならない（仲裁条例第85条）。当事者が仲裁判断の執行を関連裁判所に申請するための制限期間は、執行地の法律に準拠する（本土と香港特別行政区との間の仲裁判断の相互執行に関する取り決め 第5条¹³）。

許可された場合、申請者は裁判所命令を判決債務者に送達しなければならない、判決債務者は14日以内に裁判所命令を無効にするために裁判所に申請することができる（最高裁判所規則 O.73, r.10(6)）。

裁判所は、すべての手続が遵守され、裁定が有効であると思われる場合、執行に異議がない限り（10.5 執行の拒否参照）、通常、裁定のメリットを検討することはない。

10.4 相互執行の実際の機能

1999年の取決めと補足の取決めを併せて読むと、以下のような実務上の効果がある。

1999年の取決めでは、当事者が仲裁判断を遵守しない場合、中国本土または香港で裁定されたかにかかわらず、他方の当事者は、裁定を執行するために関連裁判所に申請することができる。

香港の仲裁裁定を受けた当事者は、申請された当事者の住所地または当該当事者の財産が所在する場所の中級人民法院に申請することができる。異なる中級人民法院が財産を管轄する場合、申請者はいずれかの人民法院に仲裁判断の執行を申請し、複数の裁判所に申請を行わないものとする。

中国本土の仲裁裁定を受けた当事者は、香港の第一審裁判所に裁定の執行を申請することができる。補足的取決めの発効後は、中国本土で行われたすべての仲裁判断は、中国本土の公認仲裁機関によって行われたものに限り、この取決めの対象となる。

補足的取決め以前は、一方の場所の裁判所による仲裁判断の執行が不十分である場合を除き、当事者は香港特別自治区と人民法院の両方に同時に申請することはできなかった。補足的取決めでは、香港と中国本土の両方の裁判所に同時に執行申請

¹³ https://www.doj.gov.hk/en/mainland_and_macao/pdf/arbitration_interim_e.pdf

を行い、両地の裁判所が協力して執行手続の進捗状況を互いに通知することができるようになった。

10.5 執行の拒否

仲裁条例第95条に基づき、申請が行われた当事者は、仲裁合意が準拠法の下で有効でないこと、当事者が何らかの能力不足の下で仲裁合意に署名したこと、裁定がまだ当事者に対して拘束力をもっていないこと（すなわち、裁定がまだ確定しておらず上訴できること）、裁定が香港法の仲裁によって解決できない事項に関すること、または仲裁機関の構成が当事者合意にいたっていないことなどを示す証拠を提出することができる。証拠調べの結果、このような状況が証明された場合、関連する裁判所は、仲裁判断の執行を拒否することができる。

さらに、中国本土の裁判所が中国本土での仲裁判断の執行が中国本土の公益に反すると判断した場合、または香港の裁判所が香港での仲裁判断の執行が香港の公共政策に反すると判断した場合も、仲裁判断の執行が拒否される可能性がある¹⁴。

申請が行われた当事者は、仲裁条例第95条に規定されている理由以外で仲裁判断の執行を拒否することはできない。

11. 結論

全体として、香港は国際仲裁にとって魅力的な場所である。香港には、仲裁を支持する裁判所に支えられ、確立された仲裁の枠組みがあり、香港の仲裁判断はニューヨーク条約に加盟している司法管轄区で容易に執行可能である。また、香港は中国本土と暫定措置や裁定を承認・執行するための相互協定を結んでおり、当事者は必要に応じて国境を越えた司法支援に容易にアクセスすることができる。

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)

¹⁴ https://www.doj.gov.hk/en/legal_dispute/pdf/mainlandmutual2e.pdf